

# 淀川水系流域委員会 第13回委員会 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会長）

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

吉田委員（委員会）

日時：平成14年7月30日（火）13：30～16：30

場所：ぱ・る・るプラザ京都5階会議室A

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第 13 回委員会を開催いたします。

司会進行は私、庶務を務めます三菱総合研究所の関西研究センターの新田です。よろしくお願いたします。

それでは、審議に入る前に、配布資料のご確認をさせていただきます。「発言にあたってのお願い」、黄色い用紙です。それと、「議事次第」です。資料 1 が、委員会及び部会の活動状況についてご説明をさせて頂く資料です。資料 1 - 1「委員会および他部会の状況（中間とりまとめ以降）」は各部会の開催概要と水需要管理及び水位管理のワーキンググループの意見交換の概要をまとめております。資料 1 - 2、「淀川水系流域シンポジウム（2002.6.23 開催）結果報告」は 6 月 23 日に開催されましたシンポジウムの結果の概要です。1 - 3「委員会中間とりまとめ（020509）に関する委員と河川管理者との意見交換」、以降 1 - 3、1 - 4、1 - 5、1 - 6、これが中間とりまとめに関しまして、1 - 3 が委員会、1 - 4 が琵琶湖部会、1 - 5 が淀川部会、1 - 6 が猪名川部会、それぞれの委員と河川管理者との意見交換の概要をまとめたものです。続きまして、資料 2 が、今後の委員会の進め方に関する資料です。資料の 2 - 1「今後の流域委員会の進め方について」は委員会の最終アウトプットやそれに向けての検討の手順等をお示しした資料です。資料 2 - 2「新たな委員会ワーキンググループ（WG）の設立について」、詳細は後ほどご説明いたしますが、今後、流域委員会として、特定の課題に関する検討を行うワーキンググループをつくるという趣旨を書かれた資料です。資料 2 - 3 が、今後の委員会、部会、運営会議の日程についてです。それから、資料 3 が、河川管理者からの提供資料です。資料 3 - 1 が、「現状説明資料（フルプランについて）」というカラーの資料です。委員の皆さまにはカラーですが、一般の方々は白黒となっておりますので、カラーでご覧になりたい方は、受付の方をご覧頂ければと思います。資料 3 - 1 補足、「淀川水系における水資源開発基本計画」です。資料 3 - 2「淀川水系の浸水想定区域の指定・公表について」は河川管理者からの提供資料です。それから、資料 4「淀川水系流域委員会規約の改正について」、こちらの方は、ワーキンググループ等の位置に関して、規約の改正をお願いしたいという点に関する資料です。資料 5 が「流域委員会の運営に関するお知らせ（第 13 回運営会議より）」です。参考資料 1 と参考資料 2 は、一般からのご意見についてまとめさせて頂いております。

資料につきましては、委員の皆さまのお手元に一式置いてあります。一部、事前にお送りしておりますが、残りの資料につきましては、皆さまのお手元の方にご用意させて頂いております。また、テーブルの上に、分厚い青いファイルがありますが、こちらについては現状説明資料等をとじたものです。審議の参考として、適宜ご覧頂ければと思います。

それから次に、前回委員会から今回の委員会までの間に、一般の方々から流域委員会に寄せられた意見について、簡単にご報告させていただきます。これは運営会議の発案によって、一般から寄せられた意見を、より審議に反映させるために、冒頭の方にご意見を紹介させて頂くものです。まず、参考資料 1 - 1 をご覧ください。参考資料 1 - 1 については、委員会全般に関する一般からのご意見をまとめさせて頂いております。この 1 カ月半くらいの

間で、およそ32件の一般からのご意見が寄せられております。一般からのご意見ということで、表の中で書かれておりますのが、それぞれ寄せられた意見の概要です。また、それらの表の中に書き切れないようなご意見を寄せられた方、例えば、10ページのような長文の文章をいただいた場合には、別紙ということで載せさせて頂いております。それから、参考資料1-2の方をご覧頂きたいのですが、こちらは特に、中間とりまとめに対して寄せられたご意見です。現在、本日、1-2にまとめさせて頂いている資料につきましては、受付番号1から46ということで46件ですが、一応7月31日の締め切りでして、現在、さらに追加の意見を承っております。最終的には、本日時点で61件寄せられておりますし、今日と、明日でさらに増える予定です。各意見につきましては、委員会に対する意見なのか、部会に対する意見なのか区別がつくように丸をつけさせて頂いております。委員会及び各部会に対して、中間とりまとめに対する一般からの意見について簡単にまとめた資料をご紹介させて頂きました。

本日は、一般傍聴の方々に後ほど、発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には、「発言にあたってのお願い」をご一読頂ければと思います。また、発言の際には必ずマイクを通して、冒頭にお名前を頂くよう、よろしくお願いいたします。

本日の予定としては、16時半に委員会の終了を予定しております。ご協力のほど、よろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、審議に移りたいと思っております。芦田委員長よろしくお願いいたします。

#### 芦田委員長（委員会）

この委員会も大分煮詰まってまいりまして、いよいよ実質的な審議に入っているわけですが、今日も実質的な議論をしたいと思っております。といいますのは、中間とりまとめを出しまして、国土交通省の方では原案作成に向けて、今議論しておられると思うのですが、恐らく随分悩んでいるのではないかという難しいテーマがたくさんあります。そういうテーマにつきまして、現在ワーキンググループを設置して、皆さまに検討して頂いております。今後どのように進めていくかということについて、ワーキンググループで検討しておられる途中経過もお聞きし、それから国土交通省の方での情報提供もして頂いて、委員の皆さまからの意見をいろいろお伺いしたいと思っております。それが、今日の主たる議論のテーマです。

それではまず、部会からの報告を、琵琶湖部会から順番にお願いします。

#### 川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

内容は資料1-1に書いてある通りです。中間とりまとめ以後、6月4日には、高時川の上流を見学調査いたしまして、一般の方からのご意見の聴取の試行を2回にわたってさせて頂きました。6月17日と7月4日の部会では、主として河川管理者からの質問事項への回答をさせて頂いて、そこで文章を幾らか直したり、いろいろ考えたりしたところです。その後、琵琶湖部会だけでもワーキンググループをつくるのが適当ではないかという議論があり、一般意見の聴取・反映のためにはどういう方法がよいかを議論するために、委

員会全体としてもWGをつくって頂きたいという要望とともに、琵琶湖部会だけでも独自にやることになりました。以上です。

芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。それでは、淀川部会をお願いします。

寺田委員(委員会・淀川部会)

淀川部会については資料1-1の3ページにとりまとめをしてもらっておりますが、中間とりまとめ以降は、5月27日と6月24日、2回の部会の中で、河川管理者との意見交換を各論点ごとに一応終えました。主に、治水、利水、利用、環境という大きな4つの部分の部分を、2回の部会の中で中心的な論点ごとに議論しました。

この間に、今琵琶湖部会の方でも報告がありましたが、淀川部会の方は早くにワーキングを立ち上げました。淀川部会としてのワーキングは、資料1-1の3ページに載っていますように、4つの論点項目ごとにワーキングをつくって、検討をして議論を深め、議論したところを部会全体の勉強会である検討会で全員に共通のものにするという作業を行いました。検討会は、5月27日の部会の前5月18日、6月24日の部会の前6月16日、それぞれに行いまして、ワーキングも一緒に行って、河川管理者との意見交換を内容のあるものにするという作業でやってまいりました。

明日、第17回淀川部会が開催され、河川管理者の方との意見交換の第3回目として、中間とりまとめの全般的な意見交換は終わったので、少し地域的な特性を踏まえた上での具体的な問題をやるということ、明日は木津川の治水対策という内容についての意見交換をやる予定になっております。

今後の予定としては、資料1-1の1番下の方に書いておりますが、明日の部会以後、8月と9月の初めくらいにかけて3回、現地対話集会を開催します。今、日程調整をやっていまして、日程はほぼ固まっております。8月の末に1回、それから9月の最初と中旬くらいということで、合計3回、3カ所で、自治体の皆さま、一般の住民の皆さまとの意見交換を予定しております。ここで十分いろいろな意見を部会として吸収させてもらいたいと思っております。以上です。

芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。続きまして、猪名川部会をお願いします。

米山委員長代理(委員会・猪名川部会)

猪名川部会の報告内容は、資料1-1の4ページにあります。大体この通りなのですが、まず、中間とりまとめ以降の状況では、河川管理者の質問事項への回答案を募集、6月11日に意見交換を行いました。28日に論点別のワーキンググループで部会検討会をいたしました。7月11日が第12回の猪名川部会で、ここでもう1度意見交換をやったわけです。6月28日のワーキンググループでの回答案をもとにした形での意見交換をいたしました。論

点別の検討班というのは、治水、利水、利用・環境と3つの部会に編成しまして、議論をいたしました。原則非公開で、結果を公表する形でいたしました。

これ以外、今後、8月2日に猪名川部会の委員の皆さまを中心にして、現地のフィールドワークを予定しております。10時に阪急の川西能勢口駅から始めまして、夕方5時にそこへ戻ってくるという形で、銀橋付近、多田地区、多田神社の付近、それから余野川ダム現場、及び、止々呂美地域の周辺を見てくる予定にしております。

この他に、実は7月17日に、私と畚野委員と細川委員と、それから私の同僚に運転手を頼みまして、猪名川の最上流の大野山の頂上まで登ってまいりました。NTTの、車で頂上すれすれまで行けるルートができておまして、割合簡単に行けました。おかげで、先ほどご紹介頂きました参考資料1-2の中に、猪名川についての発言が2つほど1ページのところに出ておりますが、その8番の西村進氏が指摘されています伏流水の問題等を確認する意味では、非常に意味があったかと思っております。これはまた部会で詳しく説明するつもりでおります。できるだけ、現地に何度かアプローチをしてお話を聞くというふうな形でやっていきたいと思っております。

今後の予定としては、8月2日に、今申しました現地フィールドワークということをして、8月20日に第13回の部会という形で、できれば現地での対話集会のようなことを考えていきたいと思っております。

以上です。

芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。部会報告の他に、ワーキンググループの報告がありますが、後ほど議論のところでは報告して頂くことにしまして、次に移りたいと思います。

それでは、今後の進め方について、資料2-1、2、3をご覧頂きたいと思っております。

まず、資料の2-1の2ページをご覧頂きたいと思っております。この流域委員会で、どういうアウトプットを出すかということですが、一応3つを考えております。1つは、中間とりまとめを行いました。それについて、いろいろ議論をしながら、またご意見を伺いながら、深化させているわけですが、これをその最終提言にまで深化させて「河川整備のあり方に関する提言」としてアウトプットとして出すというのが1つめです。

2つめとしましては、住民意見の聴取方法や、反映方法についての「住民意見聴取についての提言」です。

3つめとしては、8月末には河川整備計画原案が河川管理者から出てくるわけですが、この河川整備計画原案について流域委員会で議論をし、その議論をとりまとめた「河川整備計画原案についての意見書」です。これら3つをアウトプットとしてまとめていきたいと思っております。

それから、最終的にどのように決をとるかという問題についてですが、これに関して、資料2-1の下部に書いております。できるだけ全会一致が望ましいわけですが、全会一致が難しい場合も出てくると思っております。そういう場合には多数決を行い、少数意見は付記するという形でとりまとめたいと思っております。

3ページには、委員会と部会の役割分担について書かれています。例えば、「河川整備のあり方に関する提言」につきましては現在、委員会の中間とりまとめと部会の中間とりまとめを別々につくっておりますが、これらをできるだけ1つに集約していくのが望ましいのではないかと考えております。ですから、委員会中間とりまとめを柱にして、各部会中間とりまとめを集約していくことで、最終提言として「河川整備のあり方に関する提言」をとりまとめていきたいと考えています。部会については、部会としてこの最終提言に盛り込むべき事項について委員会に提案を出しつつあるという状況です。

「住民意見聴取についての提言」につきましても、ワーキンググループをつくりたいとも考えておりますが、一般意見聴取・反映方法についてとりまとめていきます。部会におきましても、既にケーススタディ的に意見聴取の試行をやって頂いておりますが、意見聴取の試行を通じて提言していきます。

それから、「河川整備計画原案についての意見書」ですが、これにつきましても、治水、利水、環境についての流域全体の考え方、或いは、ダムを整備や管理についての方針について、委員会としてとりまとめるということです。部会につきましては、各河川の整備方向、具体的なプランを検討するとしております。

4ページは、3つの各部会、それに水需要管理ワーキンググループ、水位管理ワーキンググループ、それから、今日提案しようと思っているワーキンググループが幾つかありますが、そういうものを含めて全体的な検討を行う、或いは、地域的な課題の検討を行うという構成です。

5ページは今後の進め方のスケジュールです。これがうまくいくかどうか、少し問題があるのですが、10月を目標にして、最終提言をとりまとめるということです。河川管理者との間で基本的な論点に関して議論を深める必要がありますが、その議論に基づいて10月に最終提言を出し、或いは住民意見聴取方法につきましても、できるだけ早い段階でとりまとめて、河川整備計画原案の審議はできれば12月くらいから行いたいと思います。遅くとも年度内に完了したいという希望を持っています。相当タイトなスケジュールですので、特に、ワーキンググループの議論も、随分ご苦勞を頂くことになると思いますが、できるだけこのスケジュールでいきたいと考えております。

以上、大体の今後のスケジュールですが、何かご意見がありますか。

6ページ、7ページにもう少し具体的に論点の整理をしております。治水問題につきましては、優先順位をどうするか、越水被害の想定レベルをどこに置くのか、その防止対策をどうするかといったことが流域委員会として重要ではないかと考えています。

利水に関しましては、水需要管理を提案しているわけですが、この具体的な方向性を提案していく必要があるのではないかと考えています。

環境に関しては、生態系に配慮した水位と河床形状、水位操作や水位管理といった問題、あとそのための管理や整備をどうしていくかという問題があります。

利用については、利用と環境とが非常に矛盾する要素もあり、例えば、実態としては利用についての要望が多いわけですが、それと環境をどう調整していくかというテーマが重要ではないかと考えています。

それから、ダムを整備に関する基本的な方針や考え方、管理の基本的な方針といったような問題、こういった問題を議論する必要があるのではと思っています。

いずれにしても、ワーキンググループに難しい問題を全部押しつけているような格好になっており、非常に恐縮ですので、今日はそういう問題を少しでも議論したいと思っています。

寺田委員（委員会・淀川部会）

資料2-1の「スケジュール（案）」の、5ページ、これはタイムスケジュールなのですが、芦田委員長のご提案でいけば、中間とりまとめを最終的な提言として「河川整備のあり方に関する提言」にまとめるということですが、これを10月から11月出すとなっています。この最終提言のための作業は少し早めないといけないのではと思います。

既に中間とりまとめとして出ているわけですから、先ほど芦田委員長がおっしゃられたように、委員会の中間とりまとめと、各部会のそれとを一本化して、基本的な理念や柱となる政策、転換すべき政策の内容という辺りに絞られていくのではと思います。ですから、既にでき上がったものから要らないものを省いて残すという作業と、残す部分の表現等の修正が主な作業だと思います。

この「河川整備のあり方に関する提言」はなるべく早く、できれば9月くらいには出した方がよいのではないのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

そうですね。今おっしゃった件に関しましては、できれば9月12日の委員会で「河川整備のあり方に関する提言」の素案を出したいと思っています。ワーキンググループの提案も入れたものが「河川整備のあり方に関する提言」と考えているのですが、ワーキンググループの提案が10月中に出ればよいのですが、少し遅れるかも知れないことを念頭に置き、できるだけ早く最終提言の原案作成に入ってもらわないといけないと思います。

河川整備計画の原案作成が11月からになっているので、これに対する提言をした格好にしておかなければならないということで、10月に「河川整備のあり方に関する提言」を出すスケジュールにしています。

ですから、10月にはとりあえず最終提言を出すと思いますが、もう少し延びるかも知れないと思っています。そうだとすると、寺田委員のおっしゃったように、作業は8月、9月とやらないといけません。9月12日の委員会に素案を出すようにしたいと思っています。

その他、ご意見はありませんでしょうか。非常に難しいと思っておられるのではないかと思います。遅くとも年度末には、最終的には区切りをつけたいと思っています。そうすると、これでも厳しいスケジュールなのです。ですから、国土交通省の方も相当がんばってもらわないといけないのです。委員の皆さまにも相当なご苦勞をおかけしますが、国土交通省もがんばって頂きたいと思っています。

何かご意見、ご希望はありませんか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

昨日もかなり議論をしたのですが、話がひっくり返って、わけがわからなくなってきましたという事実もあります。そこで、1点、説明させてください。資料2-1の5ページの下に、水資源局についてのスケジュールがあります。後でフルプランについて説明させていただきますのですが、このスケジュールはあくまで想定として書いているもので、水資源担当部局が言明しているものではありません。ご理解して頂きたいと思います。

芦田委員長（委員会）

わかりました。

それでは、次に進みたいと思います。次は、ワーキンググループの設置についてお諮りしないといけないのです。

資料2-2の新たなワーキンググループについて、庶務の方から説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

〔省略：資料2-2説明〕

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。2つのワーキンググループをつくりたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

新しい2つのワーキンググループをつくることについては大変賛成です。琵琶湖部会でも、委員会としてこういったワーキンググループをつくって欲しいと申ししていました。

水需要管理と水位管理のワーキンググループ、それから今回の一般意見の聴取・反映とダムについての4つのワーキンググループについて、同じような性格のワーキンググループとしてつくるのか、それとも、それぞれ違ったものとしてつくるのか、はっきりさせておいた方がよいのではとないかと思います。

それは、例えば、メンバーの構成に典型的にあらわれるわけです。水位管理と水需要管理と住民意見の聴取・反映のワーキンググループのメンバーとして、部会間のバランス等々をあまり考えずに、もちろん各部会に属している委員が入ることは当然ですが、ワーキンググループで取り扱う問題について非常によく考えられている委員、或いは専門とされている委員を入れるということでメンバーの選定を行っているわけです。これに対して、ダムのワーキンググループは違って、各部会から均等に3名ずつの委員がメンバーとなるということになっています。その辺のところはどうなっているのか、まず質問をさせて頂きたいと思います。

都合によっては、違う提案をさせて頂くことになるかも知れません。



芦田委員長（委員会）

わかりました。確かにダムワーキングにつきましては、ちょっと他のワーキングと違うところがあります。各部会ともダムの問題を抱えているわけです。ですから、ダムは個別的な問題でもあり、同時に、共通の問題であるということで、各部会で議論する上でやはり横断的な議論が必要であると思います。そういう意味で、各部会から3名ずつ、委員会のワーキングに入って頂きたいと考えています。

委員会として、全体的な立場から議論すると同時に、その部会固有の問題についても議論する必要があるのではと思います。ダムの目的として、水需要や洪水調査、いろいろな環境問題があるでしょうから、全体的につながっている面が非常に多いわけです。そういう点で、他のワーキングとちょっと違う面があるのではと思います。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

例えば水需要の問題に関しても、下流だけの問題ではなくて、全体として考えていくべきことです。例えば、琵琶湖の周辺では、琵琶湖へ入る水だけを使っているわけではなく、琵琶湖へ入っているものまで使っているということまで含めれば、水需要の問題も単なる一般論ではなく、部会での非常に具体的な議論が必要だということは明白だと思います。

水位管理の問題に関しても、例えば琵琶湖の水位1つをとりましても、下流の問題として大きな問題ですし、琵琶湖の問題等があるというような点においては、芦田委員長のおっしゃることはわかります。私も、ダムワーキングについては、当然ながら各部会の人が入らなければならないという点においては、文句なしに水需要や水位に関するものと同じだと思いますが、各々の部会からという形で入ってってしまうということについては、やはりちょっと違うと思います。

別の言い方をすれば、具体的な問題が大変重要になるならば、各部会でも、ダムに関してワーキングをつくるということです。それらと合わせながら、全体としてダムについてどう考えていったらよいかについて、水需要管理や水位管理のワーキンググループと同じようなやり方をするのも1つの方法ではないかと思います。ダムの問題が非常に重要なことは確かですが、水需要や水位管理と同じ程度の重要さだと思えるべきではないかと思っています。これは全く私自身の意見で、琵琶湖部会長としての意見ではないかもわかりませんが、そんな気がしてなりません。芦田委員長だけではなく、他の方もどのようにお考えか、是非伺いたいと思います。

芦田委員長（委員会）

そうですね。他の方のご意見もお伺いしたいと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

ダムワーキンググループについては、是非やっていく必要があるだろうとはもちろん思っています。実施の必要性について、委員会として流域全体の考え方をまず整理し固めておく必要があるということなのですが、その後どのように具体的に個別のダム事業等を

検討するのか、時間的なこと等を考えますとワーキンググループでかなりの程度まで個別のダム事業に踏み込む必要があるのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

私もそう思っているのです。しかし、委員会のワーキングだけではもちろん不十分だと思いますので、各部会でもワーキングをつくって頂いて、連携しながらやっていく必要があるかと思います。ですから、この委員会のダムワーキンググループは、一般的な議論と同時に、やはりどうしても個別的な議論も必要と思います。それで各部会から参加して頂くということになると思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

芦田委員長がおっしゃったことは、各部会でもダムのワーキンググループをつくった方がよいということですか。

芦田委員長（委員会）

そういうように各部会でダムのワーキングをつくっておられると聞いていますが、そうでもないのですか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

琵琶湖部会では、そうはなってなかったと思います。

芦田委員長（委員会）

そうすると、委員会のワーキングの中で個別のダムについて議論をしなければならないと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

そうすると、メンバー構成等も、どのようにつくっていくかということも考えないといけません。

例えば、水需要管理のワーキングには、琵琶湖部会からは私1人しか参加していないという問題があります。ですから、十分な議論や審判の人員構成等を考えておかなければ、個別に踏み込んで議論することは、難しいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

淀川部会ではどうなのですか。

川上委員（委員会・淀川部会）

個別のダムの問題に関しては踏み込んでおりません。

芦田委員長(委員会)

できましたら、委員会のダムのワーキングで個別の問題も議論することをお願いしたいと思っています。メンバー構成については3人ずつくらいと考えていたのですが、不十分でしょうか。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

まず、この流域委員会としての流域全体の考え方を整理し固めて、これを受けて、各部会で抱えているダム問題を個別に議論しなければならないと思います。委員会のワーキンググループでそれぞれのダムについてどうするのかを判断するのは厳しいのではないのでしょうか。

芦田委員長(委員会)

皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。いずれにしても日程が短いので、その間に議論する必要があるでしょう。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

今おっしゃった寺川委員のご意見に賛成です。ただ1点気になるのは、先ほどのタイムスケジュールを見ていると、どのワーキンググループもかなり急がないととても間に合わないのですね。

また、9月、10月はいろいろな学会、大学関係機関の催し物が非常に多い時期なので、そういうことを考えていくと、非常に厳しい時期にワーキンググループをこなさなければなりませんね。

芦田委員長(委員会)

委員会のワーキンググループで一般的な話をした後、各部会で個別の議論をとということですが、実際にできるのかどうかです。やはり一緒に議論しないと駄目ではと思います。

ですから、このワーキングに、各部会から委員に入って頂いて議論する方がよいのではないのでしょうか。メンバー構成の選び方も大事ですね。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会)

私の考えはやはり違っています。もしそうであるならば、他の3つのワーキンググループについても、同じ方法をとるべきだと思います。

例えば、水位管理のワーキンググループの場合には、1つには琵琶湖の水位変動ということが非常に大きいわけです。それを琵琶湖部会で扱わないといけないと考えているわけではなく、委員会のワーキングで少しずつ進んでいく内容をお聞きしながら、ある段階になれば、琵琶湖部会でもワーキングをつくらなければいけないであろうと部会では議論しているわけです。

水需要管理についても同じことで、水需要管理のワーキンググループが進んでいく中で、

それを琵琶湖部会で考えたとしたらどうであるかと議論する時には、ワーキングがやはり必要なのではないかと考えているのです。そういう点では、全体としての問題と個々の問題というのは少し分けた方がよいのではないかと私は思います。芦田委員長のお考えがもしも、これからのワーキンググループについては、時間的なことも含めて、各部会の個々の問題についても委員会のワーキングで扱うのが適当であるとお考えになるとすれば、メンバーその他を全部入れかえて他の3つのワーキンググループについてもダムワーキングと似たような方法をとらなければならないと思います。そうでなければ、どうしてダムワーキンググループだけがこのような形になっているのかという質問に対して、答えることは大変難しいのではないかと私は思います。

芦田委員長（委員会）

考え方は2つあります。1つは、今言いましたようにワーキングにたくさんの委員の方に入って頂いて集中的に議論するという方法です。もう1つは、委員会のワーキングで一般的なことを議論するのと並行して、各部会でもワーキングをつくって、個別的な議論をしながら連携してやっていくという方法です。この委員会の中のワーキングで一般的な議論をして、その結果を待って各部会で議論することになると、時間的に少し難しいのではないかと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

時間的に難しいというのはどうしようもない現実です。私自身、水需要管理のワーキングをやっておりまして、これからいかにしてまとめていったらよいのか、悩んでいます。或いは今、川那部委員がおっしゃられたような問題から考えますと、基本的なところから考えなおさないといけないのかなと考えているところです。

例えば、これまでの淀川部会のやり方でいいますと、メールのやりとりで時間的なことはかなり解決できたように思います。しかし、やはり顔と顔を合わせて議論しなければならない問題も当然多いでしょうし、文言の修正等でしたらメール等でできるのですが、考え方の議論の時にはやはり集まってやらないと、どうしようもない面があります。そうなりますと、スケジュール的には非常に過酷という気がせざるを得ません。私自身は、例えば水需要管理のワーキングで何をすべきかというのは、1つには、この委員会に対してとりまとめを出さないといけないのではないかと考えています。そのとりまとめを委員会で検討し直してもらって、最終的な委員会の報告にする、その原案づくりとしなければいけないと思っていたのですが、違うのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

いや、そういうふうに思っております。

米山委員長代理（委員会・猪名川部会）

猪名川部会の場合は、既存のダムと建設中のダムが2つありまして、どちらもある意味

でいろいろな問題を抱えているのだと思います。ですから、個別の問題として猪名川部会としても、全員で議論しなければいけない問題ではないかと考えています。それはもしも、委員会のダムのワーキングができて、そこで一定の方針が出れば、猪名川部会でもその方向性に従った形で性格づけをしていく方法をとるのが一番よいのではないかと考えています。ですから、猪名川部会としては、ダムのワーキンググループをつくらうということにはなっておりません。

芦田委員長(委員会)

この委員会のワーキンググループで個別の議論はあまりしなくてもよいということですか。

米山委員長代理(委員会・猪名川部会)

いや、むしろ具体的な個別の問題を展望した形で一般論を展開して頂いたらよいと思います。しかし、その場合には、当然のことですが、それぞれのダムによって個性が違いますから、ここはこうすべきである、ここはこうすべきでないという、その判断は当然必要になってくるのではないかと思います。

極端な場合、ダムはつくるなという意見があってもよいわけですし、これは是非つくるべきであるという意見があってもよいわけですから、その辺のところは全体として最終的にまとめれば結構ですし、両論併記になるかもしれませんが、その辺は結果を見てということになると思います。しかし、現実の問題として流域委員会がカバーしているダムというのは、そんなに無数にあるわけではなくて、個別のダムが幾つかあるわけですから、それをやはり念頭に置いて議論していかなければいけないと思います。

ですから、委員会のダムワーキンググループは、個別のダムの判断までやって頂いたらよいのではと思います。それをそれぞれの部会で、もう一度評価するということになるのではと思いますが、いかがでしょうか。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会)

同じことは水位管理のワーキングにも、水需要管理のワーキングにも当てはまる話です。従って、過去のワーキンググループについても、そのことを考え直して頂かないといけないと思います。また、メンバーを選ぶ点に関して、運営会議の1人として、或いは部会長として、この提案に私は賛成でなく、改めて考え直させて頂きたいと存じます。

寺田委員(委員会・淀川部会)

とにかくやってみたらよいのではと思います。もちろんダムの問題でいえば、水系全体と其中での共通項としてのダムの論議と、個別のダムの論議と、もちろん両方やらなければならない部分がありますよね。それらをすべて、委員会のダムのワーキングでやるのか、それとも、ある程度統一的なところの議論をした上で、各部会のワーキングで個別のダムの議論を行うのは、今ここで決めてしまわなくてもよいのではないかと思います。

取り敢えずは、先ほど寺川委員も言われたように、部会の中間とりまとめの記述と委員会の中間とりまとめの記述は少しニュアンスが違っていると思うので、その辺のところを全体として議論をワーキングをつくって行うことについては、私もその方がよいと思います。そして、行う場合は、なるべく早く行った方がよいとも思います。1回か2回、時間を詰めて議論をすれば、基本的なところの議論はできるだろうと思います。個別のダムに関する議論については、ワーキングで行うのか、それとも部会で行うのか、また考えればよいと思います。

芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。早急にやる必要があると私も思っておりますし、メンバー構成についても少し問題があるでしょう。一般論を議論するとしても結局、対象となっているダムを念頭に置かないと議論できないので、個別のダムに踏み込むことは当然あり得ると思いますが、できるだけ一般的な方向性を出すという視点から委員会のワーキンググループは議論して頂き、それを受けて部会の方ではさらに各流域の中のダムについても議論して頂く方向がよいのではと思います。

川上委員(委員会・淀川部会)

会議が始まって大分時間がたってきておりますので、ここで休憩して、臨時運営会議を開いて、ご意見を運営会議の方でまとめて頂いたらいかかと思えます。

芦田委員長(委員会)

それでは、15分程度休憩します。

[休憩 14:38~14:55]

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは審議を再開させて頂きたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

芦田委員長(委員会)

先ほどの件ですが、運営会議で相談して、ダムのワーキンググループを早急につくることになりました。メンバーは各部会から3人程度推薦して頂き、それに基づいて運営会議で決定します。

次は情報提供ということになっておりますが、まず水需要管理について、ワーキンググループの方からご報告頂きたいと思えます。

今本委員(委員会・淀川部会)

水需要管理のワーキンググループは、これまでに2回行いました。資料1-1の10ページに第1回、14ページに第2回の内容があります。第1回では、水需要管理という概念が

それほど一般的ではないということから、寺田委員からご説明を受け、またその内容についてディスカッションをしました。第2回は、フルプランについて河川管理者から説明を受けました。第3回に予定しておりますのは、水需要の問題で避けて通れない問題、慣行水利権と言われております農業用水の問題についての話し合いです。農業用水については難しい問題がいろいろあるのですが、その実態を知るという意味で、滋賀県、京都府、大阪府の各農業用水担当者から実態と問題点をうかがうことになっています。この3回までは、言ってみれば勉強会的な雰囲気がありますが、第4回からは内容のとりまとめに向けて、担当を決める等して進めていきたいと考えております。

水需要の問題は委員だけで検討するには少し難しい面があり、我々自身が知識のないところもありまして、できるだけ他の委員の参加も歓迎しています。委員の方の参加は歓迎していて、これまでも何人かの方に参加して頂き、意見も述べてもらっています。簡単ですが、そういう状況です。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。それでは、国土交通省の方からフルプランの説明についてお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

資料3-1 「淀川水系における水資源開発基本計画」を用いて説明があった。

[主な説明内容]

#### 1. フルプランについて

- ・ 水資源開発基本計画（フルプラン）は、水資源開発促進法に基づいている。1）水の用途別需要の見直しおよび水の供給目標、2）供給目標を達成するための必要な施設の建設に関する基本的な事項、3）その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項がその内容に盛り込まれている。
- ・ 1）の水需要予測は、利水事業者により水道用水、工業用水、農業用水など用途別、事業者別に、節水も視野に入れたうえで試算される。それぞれ、水道法（主務大臣：厚生労働大臣）、工業用水道事業法（主務大臣：経済産業大臣）、土地改良法（主務大臣：農林水産大臣）にもとづいて予測が立てられ、それをフルプランが需要としてオーソライズする。水道用水については、水道事業者である市町村等の予測にもとづいて議会での承認等を踏まえて厚生労働省の許可を得る。
- ・ 利水事業者の需要予測にもとづいて、2）として供給対策が考えられる。新たな水資源が必要となった場合は、ダム開発、水の再利用、これまで開発された水の再配分という3つの選択肢がある。
- ・ ダム開発は、利水専用ダムと多目的ダムに分けられる。多目的ダムは国土交通省が事業主体となりえる。利水専用ダムは、国土交通省は事業主体となりえないが、河川管理者としての関係が出てくる。

- ・ 3) 水利用の合理化等については、たとえば農業用水の合理化事業が行われている

## 2. 河川法との関係について

- ・ 河川法（河川整備計画）として関係があるのは、新規ダム開発や水の再配分時における取水の許可（水利権）と渇水時の渇水調整（取水の制限）である。
- ・ 河川管理者は、法的にはフルプランによってオーソライズされた水需要の予測に対して意見を言う権限はないが、多目的ダムの事業主体として、水利権を許可する立場として、需要について物を言い得る。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。水資源開発基本計画の仕組みと河川管理者の関わり方についてご説明がありましたが、我々の水需要管理の考え方を議論していき、結果をこれに反映してもらう必要があります。非常に難しい面もあります。その辺りについてどうすればよいか、ワーキンググループとして例えばどういう成果を出すか、或いは国土交通省側はワーキンググループに何を期待されるか。その辺りの意思疎通、意見交換をする必要があると思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

水需要問題の1つは、予測と実態との乖離です。つまりこれまで予測されてきた事柄が随分違っているのではないかということです。そういう時に途中で修正できるのか、できないのか、今の説明では農業用水については管理者は管理しているだけで口出しできないということだそうですが、本当に管理できているのかという問題があります。どれだけの量が農業用水として取水されているのかといった量的な把握はされていない気がするのです。そういうところまで突っ込んで議論することは意味のないことかもしれませんが、今の河川管理者の仕事からはみ出ている部分までできれば議論したいと思っています。この点についてはどうお考えでしょうか。

芦田委員長（委員会）

議論はよいのですが、その議論の結論をどのように河川整備計画にのせていくかを考えなければならぬでしょう。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

議論していくというのは非常に大事なことだと思うので、十分我々も一緒に理解を深めさせて頂きたいと思います。

いろいろな形のアプローチは、河川整備計画そのものではない中でもあり得ると思います。各利水者が水需要予測するわけですので、そういった方々と意識が共有できれば、私どもなり流域委員会で考えている形のことを反映した水需要予測が出てくると思います。

ただ、突き詰めていくと、向こうはきちっと法に則って水需要予測を出してくるので、



十分、節水なら節水をしたということで、水を無駄に使っている形ではなく、こういう形で説得力のある水需要予測であると思いますという話になってくると思います。それを議会で了承をとるなり審議会を通して最終的にはフルプランという形でオーソライズされたものがあるとすると、それはおかしいというのは私どもの方からは少し言いにくいとご説明したつもりです。

今本委員（委員会・淀川部会）

今後どうしていくかという場合にも、そのところはどうしようもない、向こうが言ってきたらそれを受けて立たざるを得ないというのか、或いは非常に膨大な量の水需要を要求されたとしても、今度は開発する方がそれに追いつかないということも当然あり得るわけです。そういった場合の対応法まで含めて考えたら、需要のチェックといいますか、河川管理者がそれをするのがよいのかどうかわかりませんが、要求する側の意識もある程度変えてもらいたいと思います。

いずれにしても、議論の途中段階でもできるだけ河川管理者側の意見も出して欲しいので、今度とも是非ワーキンググループにはご出席をよろしくお願いします。

芦田委員長（委員会）

もう1つ、需要予測と並行して大事なことは、供給する実力がどうなのかということですね。実際、今までは、開発してきて需要予測にできてきたと言っているわけですが、本当に応えているのでしょうか。雨の降り方や気候変動において相当変わってくると思うので、この辺りも十分河川整備計画で議論する必要があるのではないのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

雨の降り方は私どもも憂慮しているところです。最近、雨が降る時は非常に降りますが、降らない時は非常に降らない年があるので、利水の安全度が低下しています。例えば10トン使いますと言ってきた時に、10トン供給できているのかということです。10トン供給できるという言い方は通常その10分の1の湯水の状況において10トン供給するということです。雨が多ければ何もなくても供給できるわけですが、雨が非常に少なければ今でも供給できない状況の中で、10年に1回の湯水に対する供給というスタイルになっています。その10年に1回というのが、近年だけで見ると非常に下がっている状況がありますが、その辺の話はまた今度お話ししたいと思います。

芦田委員長（委員会）

気候変動というのは当然起こってくるはずですね。気候変動によって雨の降り方がどうなるかというのはわかりませんが、少なくとも変動が激しくなることは言われておりますので、需要をコントロールすることを考えた計画を考える必要があります。需要予測をコントロールするというのは非常に大事なことですし、適切に実施することが大事だと思います。一方では、将来供給する立場として需要に応えられるかどうかという問題があります。気

候変動などを視野に入れた考えも将来的には持つておく必要があると思います。

吉田委員（委員会）

資料2-1の5ページのスケジュール表の「フルプランの・・・」という箇所について、村井調査官からこれは決まったものではなくて希望として書いているというご説明がありました。これは「フルプランが決まらない、作り直さないとその数字に基づいた河川整備計画案がつかれない」という意味なのか、それとも「この流域委員会の方で河川整備計画案についての意見を原案に対して出してそれにあわせてフルプランの方が変わっていくことを期待する」という意味なのでしょう。どちらが先かによって意味が変わると思うので伺います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

難しいご質問なのですが、先ほど言いましたように、実は水資源開発基本計画フルプランの方が、今、淀川部会も開かれている状況で、これが改定の作業に入っているというのが事実関係としてあります。フルプランも毎年つくっているわけではないですから、ある程度つくって当分見直しをする必要がないという状況なら、我々が事業者として水需要を利水者に対して聞いたことで、事実上、今のフルプランを修正していくことはあり得ると思います。前提条件をいいますと、水需要なりのところをオーソライズするのはフルプラン側の権限になります。フルプラン側が動いている時には、どうしてもフルプラン側のスケジュールに引っ張られます。結局、当面出ないと言っているなら話は変わってくるわけです。フルプラン側も今、もう見直し作業に入っているという段階なので、向こうに多少引っ張られるというのが正直なところなのです。本務はフルプラン側だということです。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほどのフルプランの説明は、河川管理者だけではどうしようもならないという言いわけをされたのだと思います。かつ、フルプランという、平成4年くらいにつくられて、その後閣議決定が平成6年にされたというものが、スケジュールは見えないですが現在改定作業中だと言うなら、それと関係なく当面30年の水需要を踏まえた河川計画をつくるというのは順番として逆です。フルプランが現在の、最近の動向を十分踏まえたものとしてでき上がることを期待して、それを受けた後、水需要に関しては先に送った方がすっきりする気がします。来年春までのこの委員会で、水需要予測があまり適当ではないのではないかと、実態と合っていないのではないかと、農業慣行水利権をと考え直す必要があるのではないかとといったことを全部引きずったまま30年先までの話をするのは、バランスが悪い気がします。水需要をフルプランの改定版が妥当なものが出てくることを期待して、それを待つて作業をすることはできないのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

向こうも今つくっているところなので、私どもの河川の整備計画をつくるのと並行的な

進捗で構わないと思います。また需要予測は利水者、水道事業所などがする形になりますので、私ども、事業者として聞く立場という状況はあります。ですから、先送りの方がすっきりすると言われればすっきりはしますが、こちらが全くコメントしないような話になってしまうところがあります。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

向こうが上位だと言うならそれを受けて動くしかないでしょうし、作業は並行してよいかも知れませんが、結局それを受けてしか動けないのですから無駄なことになります。10年前のものを踏まえた、今それしかないのだという水需要的な河川管理を、今30年先をやらんでつくるのは論理的ではないとか合理的ではないと思います。先送りではなく、フルプランの中身が見えたところでつくるべきだと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

フルプランが必ずしも上位で、その決定を受けて、我々河川法の整備計画ができるものではありません。水需要はそれぞれの利水者の需要ですので、私どもが何か権限を持って、多い、少ないと言うわけにはいかないというのが事実です。但し、この流域委員会においては我々の権限外のことで、例えば森林の話、農業の話などは、提言は多分入ってくると思います。そういう意味において、水需要に対して流域委員会においてこういう意見を出す、或いは申し入れるということはあると思っています。

水需要について最終的に我々には権限はないのですが、フルプランの6ページ、7ページを見て頂きますと、それぞれの水資源開発事業が載っています。この事業は、例えば国土交通省が主体となる事業については、我々がこれは事業化するということがあって初めて供給施設としてのっていくわけです。そういう意味においては、我々がこの事業について、仮に水資源開発ができないと、今見直すということであれば、逆に言えばこの事業が抜かざるを得ないということになるわけです。私はフルプランと河川整備計画というのは並行して連携しながらやっていくものだと思っています。

我々は需要に対しては最終的な権限はないのですが、供給できるのか、できないのかということは我々サイドでの話になります。例えば、下流の維持流量をもっと増やさなければならぬことになれば、例えば10年に1回の渇水に対して、また今度はそれ相応の水資源開発ができなくなります。1つの同じ大きさのダムにとりましては、そういうことがありますので、供給できるのか、できないのかというところは、我々なりのこの河川整備計画の中での議論になるとと思っています。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

供給はできます。大きなダムをつくれればよいのですから。今の話は論理的ではありませんが、それでは、何が供給をコントロールするのかという話ですから、やはり需要がリーズナブルでないといけません。その辺を受けて、やはり無理という話が出るのではないのでしょうか。供給が先にあって、それに合わせてということになるのではないですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

逆に、需要があったらそれに追従して水資源開発してきたのがおかしいのではないかと、今、この流れの中では言われています。例えば、従来の下流の維持流量なり環境用水をもっと増やすべきだ、或いは水位変動をもっと多くすべきだという話になりますと、水資源開発のキャパシティーを考えると開発ができなくなってくるわけです。ですから、需要がこれだけありますからといってそれだけのものを開発できませんという、制限というよりも制約条件が増えてくることだと思っています。水位変動と生態系の話と水資源開発が連動しているというのはそこです。この議論の中で、従来よりも制約条件が多くなると、例えば1つのダムで1000万 $m^3$ あったところで、水資源開発が殆どできなくなる事態にもなります。

そこは需要と供給との関係で、需要がはっきりしたらそれに対して我々が追従して実施するというのを、どちらかといったら見直せというのがこの議論ではと私は思っています。

芦田委員長（委員会）

需要については、今の傾向からいって、環境や雨の降り方などを考えると、供給できないと思います。むしろコントロールしていかなければならないのではないのでしょうか。この委員会で需要管理といいますが、適切な考え方を出しておけば、それがフルプランの方にも反映して頂けるのではと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

もう1点、水山委員が大きなダムをつくったら幾らでも需要に応じて水資源開発ができるではとおっしゃいましたが、まさにそうなのです。物理的に無限大にダムをつくったらいくらでもできるのです。但し、それだけの大きなダムをつくると今度は環境に対する大きな影響、或いは社会に対する影響も出てくるだろうと思います。どの程度のダムだったらいいのかというのも、まさにここの河川整備計画の中での議論になるわけです。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

大きなダムをつくってほしいと言っているのではなく、物理的には可能だということです。今おっしゃった通りなのですが、鶏と卵どちらが先かという感じがあります。需要がリーズナブルに予測されてから水需要管理の話スタートの方が楽ですよ。

「環境等々からこれまでしか供給できません、ですから・・・」という話の順番は非常に議論がしにくいです。近々需要の見直しがあるなら、その後に水需要管理の話をしたほうがすっきりすると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

最後ですが、従来考え方は、需要に追従し過ぎだと思っています。それに対して、河川からの水資源開発というのは無限ではなしに有限です。それぞれの河川の水資源開発のキャ

パシティーがあるのですから、そのキャパシティーの中で需要管理すべきというのがこの流域委員会の流れだと思います。水山委員がおっしゃるみたいに、まず需要をはっきりさせたら一番よいのですが、やはり要望はあるわけですよ。琵琶湖・淀川水系においてはこれが限界ですよということを出した上で、それに応じた需要抑制なりをして下さいというのがこの委員会の流れではと私は思っています。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。大体、議論のポイントは出ていると思います。

寺田委員（委員会・淀川部会）

議論のポイントはもう出ているのですが、中間とりまとめで、大きな理念転換の1つとして書かれている水需要量管理も重要です。まさに今宮本所長が言われたところについて、我々がもう少し敷衍をして明確に言わなくてはいけない部分です。つまり、従来のパターンというのは、もちろん現在の法の仕組みに則った流れというものが、水需要予測というものがまずあって、この表にある通り各事業者が上げてくるというものです。その時点では国土交通省に発言力はありません。何ら権限はないのです。ところが、水需要予測はもちろんそのままとまっているわけではなく、それをもとにしてフルプランという基本計画がつくられて、それに合わせる形で今までは河川整備計画がつくられてきた経緯があるわけです。法の仕組みはそういう流れになってきていますが、それを変えなくてはいけないと言っているわけです。但し、現在の法の仕組みの中で変えたとすれば、どのような形で変えることが可能かを言わなくてはいけないと思います。

今後は水需要管理を現在の法の仕組みの中でどのように実現をするのかについて一步踏み込んでいけばいいと思います。宮本所長が言われたように、私の考えでは、法の仕組みを変えなくても流れを逆にすればよいと思います。簡単に言えば、河川整備計画というものから上へ上がっていけばよいので、結局フルプランが、最終的にはそれは変えざるを得ない、さらにはまたその上をいけば、需要予測というものを変えざるを得ないというところへもっていくことは可能なのですから、そういう手法を具体的に示していけばよいと思います。1つの法の仕組みを変えなくても、これまでのやり方が変えられる可能性を示していけばよいと思っています。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。次に水位管理の問題についてワーキングの結果、状況説明をお願いします。

柘屋委員（委員会・淀川部会）

水位管理のワーキングの検討条項について簡単にご説明します。これまでに水位管理ワーキンググループを3回開催いたしました。第1回は6月26日に開催し、資料1-1の7ページから9ページに結果概要があります。8ページの「2 主な意見」の「ワーキンググ

ループの目的について」で、ワーキンググループの目的は琵琶湖の水位操作だけでなく一般的なダム水位操作による流況調整と、それが生態系に与える影響を勉強しようとして記しています。取り敢えずは琵琶湖について勉強しましょうということで、河川管理者の方にお願ひしてこれまでの琵琶湖の水位変動のデータを整理して頂くこととシミュレーションして頂きました。シミュレーションは3ケース実施しました。洗堰がない場合の瀬田川と、それから琵琶湖総合開発以前の場合、それから洗堰を全開にした場合の3つです。洗堰がない場合の水位変動は非常に高くなる、結果は19ページから21ページ、特に20ページの「3パターン・・・」というところに書いてありますが、この結果をもとにディスカッションをいたしました。3回目は西野委員から琵琶湖の水位と琵琶湖の生態系の問題との関係についてデータを提供して頂き、生態系の変化は全てが水位によるものではないが、水位が非常に生態系に影響を及ぼしていることがわかりました。

もう1つはダムそのものに関する問題、これは琵琶湖の水位変動の問題と、ダムの水位をどうするかという問題の2つがあります。しかも、琵琶湖の洗堰の操作に関しては、それによって琵琶湖の水位がどう変わるのかと、その変動が下流の川にどう影響を与えるのかという2つの問題があると思いますが、まだ下流にどう影響を与えるかという問題についてはこれから検討しようということになっています。8月5日には紀平委員から淀川の水位や、それによる生態系への影響についてお話を伺い、勉強する予定です。

芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。好ましい水位操作のあり方というのを最終的には求めるわけですね。ご質問、ご意見、或いはご要望はありますか。

梶屋委員(委員会・淀川部会)

ダムと琵琶湖の洗堰の好ましい水位操作のあり方を出してみたいと思います。

芦田委員長(委員会)

何か考える要因があるのですか。

梶屋委員(委員会・淀川部会)

生態系にどのような影響を与えるか。例えば水量の変化によって一部高水敷に冠水させる、或いはさせない、それで産卵行動を促すかなど、そういったことにどのような影響を与えるかを勉強していきたいと考えています。それが第1段階です。水位操作そのものの管理のあり方を変えるかどうかとは今後の課題になるのではと思いますが、当面は、現状の考え方を変えないで水位操作の方法を変えたらどうなるかを詰めていきたいと考えています。

芦田委員長(委員会)

国土交通省から何かご意見ありませんか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

先ほどの水需要管理にも関連しますが、下流の水位変動を増やす、或いは琵琶湖の水位をどうするかということは、今までどちらかといったら、ダムも琵琶湖もできるだけ水を節約して効率的に最小限のものを流すという管理をしてきているわけです。それを今回は下流の生態系等を考えて、単純に言うと、人間の今までの効率性からいうと、これは無駄に流すということなのですね。無駄といったら少し言葉が悪いかもしれませんが、従来はできるだけ節約して海には一滴も流さないということをしてきました。ところが今回は、下流の生態系なりに配慮して変動させるといえることは、逆に言ったら取水に対して不必要なものを流すということですから、現在の水資源開発施設が同じキャパシティーであれば、必ず利水安全度、取水の安定性は低下するわけです。そのバランスをどうとるか非常に考えるところです。自然流況に任せて流せば、安定的な数字はゼロになるわけですね。ですから、生物に対する影響と同時に、今度は取水に対する影響、安定性なども我々としては一緒になって議論したいと思っています。

柘屋委員（委員会・淀川部会）

おっしゃる通りだと思います。取り敢えずは、水位管理のあり方を変えたら治水や利水にどういう影響があるのかも含めて考える必要があります。一遍に変えるということではなくて、例えば今の治水や利水に関して影響を与えないでうまくできるような方法の有無も含めて検討して、もし、どうしても変えなければいけないのなら、ある程度段階的に少しずつ取り組んでいきたいと思っています。琵琶湖の水位管理のあり方まで変えるのかどうかは、そこまでいくのかわかりません。琵琶湖の生態系の話をお聞きすると、必ずしも水位だけが悪くないという感じも受けていますから、よく議論を交わしながら進めていきたいと思っています。しかし、取り敢えずは9月末くらいには何か第1次の検討結果を出さなければいけないので、当面はこういうことをやって下さい、こういうことを検討して下さいとお願いすることになると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

ワーキングに参加させて頂いていますが、環境に十分に配慮した操作をすると、今宮本所長の方から話がありました下流に対する利水上の問題というものもあるわけですが、洪水期にきちんと水位を - 20cm、或いは - 30cm まで下げていることの影響がかなりあるのではないかということが、ワーキングの中で改めて指摘されています。部会ではあまり指摘がなかったことですが、このワーキングの中で、委員の方からご指摘を頂いていることだと思っています。これについては、むしろ下流というよりも琵琶湖の周りの治水への影響の問題というのがあります。バスターとして、環境の方に配慮すれば今度は琵琶湖の周りの治水への影響も考えねばならず、この点も大変大事な問題だと思っています。これからまた詰めていきたいと思っています。

今本委員（委員会・淀川部会）

水位変動を起こすと必ずそれに相当する分だけが無駄に放流されるとは、一概には言えないと思います。ある程度の流量があって、増えた時と減らした時、ある一定期間をとれば、トータルとしての放流量を同じにすれば、現在と同じ容量で対応できると思います。昔、琵琶湖の南湖の流動特性について実験したことがあるのですが、瀬田川洗堰と天ヶ瀬ダムを使って、例えば夜中にたくさん放流して、昼間はしない、或いはその逆とかいうようなことにしますと、多く流している時には非常に南湖の水はよく流れますので、例えば赤潮対策等に役に立つと思います。1日という期間ではトータルの放流量は同じというわけです。そういった工夫もありますので、流量を変動させると必ず無駄に放流させるというわけではありません。よろしくご検討下さい。

柘屋委員（委員会・淀川部会）

今の件はこれから検討をお願いしようということにしています。例えば、琵琶湖の水位は6月15日に-20cmですが、-20cmという数値は変えないで、毎日少しずつ滑らかに変えています。放流量を階段状に変えたらどうなるかというのを検討してもよいと思います。或いは、同時に他のダムも見ていますと、6月15日に殆ど低い水位に変えています。例えば一緒にぽんと水位を変えると、どこかのワンドでうまく冠水するといったことが観察できれば、何かいい方法が見つかるかもしれません。

芦田委員長（委員会）

夏期制限水位に下げていく時に、下げ方を一様にずっと下げるのではなくて、中小洪水を与えるということではできると思います。それがよいか悪いかは検討しないといけません。

柘屋委員（委員会・淀川部会）

その辺は8月5日の水位管理ワーキングで紀平委員からご意見を頂いたらよいと思います。水位をぽんと下げるのはよいのですが、今度は下げた後ですぐとめずに少しずつ少なくするなど、方法はいろいろあると思います。

芦田委員長（委員会）

総合的に考えないといけない問題ですが、頭の使い方によってはかなりうまくいくのではと思います。よろしくお願ひします。

次は規約の改正について、庶務からご説明願ひします。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

〔省略：資料4説明〕

芦田委員長（委員会）

ワーキンググループを新しく位置付けるということで、第3条の第6項、7条、8条を改



正しています。それから第5条が新設です。お気づきの点がありましたらご発言願います。

川上委員(委員会・淀川部会)

改正案の本体部分の提案については賛成です。ただ、最後の附則の施行期日もあわせて改正する必要があると思います。改正案が成立した場合ですね。

芦田委員長(委員会)

それは直します。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

もし今日で改正を承認頂ければ、「今日をもって」ということで記述させて頂きたいと思  
います。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

第5条の第3項の後半で、「委員会が特に必要と認めた場合は、専門的知識を有する者を  
追加することができる」とありますが、具体的にどういう形で追加されるのでしょうか。

川上委員(委員会・淀川部会)

水需要ワーキンググループに小尻先生をお招きしているのがその例です。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

それはわかるのですが、専門的知識を有する人を追加する場合の選出方法、選考の手順  
というのは何かあるのでしょうか。

芦田委員長(委員会)

第3条第6項ですね。

寺田委員(委員会・淀川部会)

最終的には整備局長が任命することになるのですか。

芦田委員長(委員会)

そうです。

柘屋委員(委員会・淀川部会)

その第3条第6項の「専門的知識を有する具体的候補」という、「具体的」というのはど  
ういう意味でついているのですか。

芦田委員長(委員会)

前からの文ですね。「候補」でもよいですね。しかし、これは前の文ですから、特に削らなければならない理由がなければそのまま置いておきたいと思います。

宗宮委員(委員会・琵琶湖部会)

ワーキンググループリーダーはどこで、だれが、どう選出するのかということがこのままではわかりません。第5条の第3項でも「委員会が特に必要と認めた場合は」とありますが、委員会へはだれが申し入れるのですか。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

規約改正案をつくった時には、ワーキンググループのリーダーをだれが決めるところまでは記さない方向でしたが、委員会や部会と同じような形で定めた方がよろしければ、そのように入れて頂ければと思います。

入れるなら、第6条第2項の後でしょうか。委員長が指名する、もしくはワーキングのメンバーの互選によって定めるか、委員会で決める。どちらかの文章を第2項に追加する方がすっきりするというご意見ですね。

芦田委員長(委員会)

第5条でどうですか。

川上委員(委員会・淀川部会)

第5条の第2項に、メンバーとともにリーダーを委員長が指名し、委員会が決定するというところでどうでしょうか。

芦田委員長(委員会)

では、「ワーキンググループのメンバー及びリーダーは」ということでよろしいですか。全員賛同頂ければ、委任状を含めて3分の2を超えておりますので、承認されたということでもよろしいですね。

ありがとうございました。

芦田委員長(委員会)

次に一般傍聴者からの意見をお伺いしたいと思います。

傍聴者(金屋敷)

奈良市の金屋敷です。議事録への登載は是非して頂きたいと思います。非常にかいつまんで申し上げますから、聞き漏らさないようにして下さい。

水質問題は川にとってバイタルな問題です。ところが、行政の実態は、地方整備局の権限外が非常に大きい。特に農業用水です。用水路、農業用水の使い方、化学肥料などにつ

いてさまざまな問題があります。水利用管理につきましては、寺田委員からのすぐれたご提案によりまして、ワーキンググループがつけられ、検討されていますが、水質の問題についてはワーキンググループがつけられていません。これは非常に片手落ちな話だと思えます。水質問題はもっと重要な問題であると思えますが、どのようにお考えなのか、ご再考頂きたいと思えます。非常に後の日程が詰まっている時にこんなことを申し上げて申し訳ありませんが、私は既に何回かこれについて申し上げます。

2番目は表現の問題です。この中間とりまとめの -5 ページの11行目に「自然と共生」、或いは -6 ページに「自然と上手につき合い」という言葉がありますが、この「自然」の定義は一体何なのかお聞きしたいです。先日のシンポジウムでも、川上委員と嘉田委員の間で「自然」という言葉の認識に大きな差がありました。これだけ専門の方々がお集まりになっている場で共通の認識がないまま「自然」という言葉を安易に使っていることはいささか問題ではないでしょうか。この場でなくても結構ですから、しかるべきご返答を頂きたいと思えます。

3番目に優先順位の問題ですが、これは中間取りまとめの -16 ページに書かれております。私が前に申し上げた優先順位というのは、どこから始めるかとかいうことではなく、河川の多様な機能、或いは形質、操作、さまざまな問題の中でお互いに競合するものが出てきますが、それらにどのようにプライオリティーを与えるかという問題で、簡単にどこから始めるかということで片づけて頂いたのでは、この委員会の委員会たるゆえんがなくなると思えます。TPO によってそのプライオリティーが変わってくるのですが、作業順序を言っているわけではないのです。その点を十分お考え頂きたいと思えます。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

ご意見は非常にごもっともです。水質問題については次回くらい討論したいと思っております。非常に重要な問題でありますし、河川管理者だけで検討することのできない問題もかなりあるわけですが、どこまで検討できるかということを含めて、できない問題につきましてはどのように取り扱っていくかを含めて書いていく必要があるのではと思っております。宗宮委員のご意見もお伺いした方がよいかもわかりません。水質問題については今まであまり議論しておりませんので、無視しているのではないかと感じておられるかもしれませんが、非常に重要な問題だと思っております。

優先順位の問題は、むしろ治水や利水や環境の調和の問題だと思えます。例えば水位操作ワーキンググループをやっておりますが、水位操作を環境に配慮して行おうとすると、利水にかなり影響を与えます。どこまで可能かはその段階で考える必要のある問題で、原案を作成する際は常に優先順位との問題は考慮して頂くべきだと思っております。

傍聴者（金屋敷）

-16 ページの第2項ですが、優先順位の確定というところでは、こういう表現であれば芦田委員長が今言われたことと非常に異なります。表現を完全に覚えて頂かなければ

ならないと思います。

芦田委員長（委員会）

この場合の優先順位とは、治水をどのようにするかということです。ダムでやっていくか、或いは河道、河川の下流の堤防補強で行うか、上流或いは下流で行うかなど、いろいろな場所を考慮に入れないといけません。その他、今おっしゃったように環境と治水、利水の調和というか、優先順位というのがあると思います。

傍聴者（金屋敷）

-16 ページの第2項に書かれている問題は治水の問題だけでなく、全般的なことに触れて書かれています。今おっしゃったことと、ここに書かれている位置付けとは全く違いますので、ご再考頂きたいと思います。重要なところから施工していくという意味の優先順位なら当然であって、ここに書くまでもない問題であります。書くところを別のところにするなら結構です。そうでなければ、もう一つは「他の機能との間の調和」というような表現でどこかにお入れになるのが適当であろうかと存じます。以上です。

芦田委員長（委員会）

おっしゃる通り、何事にも優先順位があるわけですから、それは当然皆考えています。

傍聴者（金屋敷）

私が優先順位と表現したのが誤解されたのではないかと思います。私が言いたいのは望まれる機能が複数ある場合でそれが相互に競合するs場合、それぞれにどのようなウェイトを与えて考慮するかという問題です。望まれるよいことをすべて並列的に挙げるのは何も決めないのと同じです。「河川管理者は河川整備計画の実施に当たって、競合する課題を処理する場合、何にどの位の優先度を与えたかを明確にせよ」と書き込むことは非常に重要なことでもあります。

芦田委員長（委員会）

ここで言っているのは、特に治水問題をどうするか、優先順位をどうするか、それから場所的な問題、また環境や利水や治水の調和の問題などを皆含んでいるわけです。金屋敷さんがおっしゃることは非常によくわかります。しかし、自然についての考え方・認識、自然とは何かということになると、人によって違ってくると思います。問題は、どういう形で河川整備計画がつくられてくるかということにあります。自然についての考え方を共通してほしいと言われても、少し難しいと思います。

金屋敷さんが書いておられるものはよく読ませてもらっているので、おっしゃることは理解できます。ここで2人で議論するのもどうかと思います。

傍聴者（金屋敷）

芦田委員長と2人で議論するのはやめましょう。

芦田委員長（委員会）

ええ、やめましょう。

どなたかご意見はございますか。

尾藤委員（委員会）

2番目の自然についての認識の違いについて申し上げます。行政体の見解や法律の用語の定義などはもちろん全部一致していないと困ります。しかし何かを検討する際にはむしろ全員の認識が一致している方が危険で、自然について共通認識を持つべきだという意見があれば、先ほど委員長がおっしゃっていたようにそうでないという意見もある。違いが出てくるところに行き着く先が豊かになっているということがあるのではないのでしょうか。

塚本委員（委員会・淀川部会）

嘉田委員と川上委員の認識には、違いはありません。あの折りのやりとりを通じて違いと受け取り、認識されるかも知れませんが、川上委員は厳しく狭い意味での環境はこうあるべきだとおっしゃっています。一方、嘉田委員は、そのことはよくご存じで、広く一般の皆さまの認識へはどのようにわかりやすく持っていったらよいのかというプロセスの入り口での話をしておられたのです。決しておふたりの認識の違いではありません。

芦田委員長（委員会）

水質問題については、宗宮委員、黙っているわけにいかないのではないですか。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

水質問題が非常に軽んぜられているのではないかというご意見が出て、私も言いたいことはたくさんあるのですが、河川整備計画にどこまで水質関連が対応策として入り切るのかという問題になると、忸怩たるところがあります。フルプランにしる、バージンの水をどう分けるかということばかりがメインになっています。

ところが、淀川のような河川の場合、あちこちで使われた水が10分の1とか6分の1とかあって、既に2回目として使っている水もあるのに、水として水利権で分けていくようなことが行われています。水質は一切問わず、目の前に流れる水を分ければよいというようなスタンスで現状は動いているわけなのです。

ですから、本来的には中身を見た上でやらなければいけませんし、これから25年、30年先というのは、こういった資源を有効利用、再利用するといった立場や、また先ほど芦田委員長からも雨の降り方が変わってきて非常に危険というリスクの問題も出ていましたが、河川の水も繰り返し使っているという現実を頭にしながら、そのリスクをだれが負うかという話になってくると、水質の方も十分将来見ていく必要はあると思います。

河川法の中にも、河川を汚した場合には工場へ立入検査をしてもよい制度があるはずですが。立入検査の制度が果たして機能していたかどうかも何らこの中に出てきてないのですよね。そういう水質に対する問題把握のあり方が、量の把握を先にやらねばならない、需要を満たさなければいけない立場で今までどおりつくられていく雰囲気にあるものですから、水質サイドからどういう手段を持って、例えば河川サイドとしてできるかというのを考えると、難しいところがあると思います。

ただ、琵琶湖の場合、流入してくる汚濁負荷量を制御したり、水理的な対応策によって水質をある程度変動させる、変化させるなど、ダムであってもそれは可能というところからは出てきますが、例えば藻類が繁茂する時期にどうするかという対応策になります。ですから、1年を通じて、或いは10年を通じてどういう管理をすべきという、一種のガイドラインのようなものをつくることまでは整備が進んでいない気がします。但し、やらねばならないことは事実でしょう。

芦田委員長（委員会）

水質問題については、河川管理者として検討できる範囲は割合少ないかもしれませんが、検討できないことについてもどんどん提言していく立場をとっておりますので、是非ひとつ検討体制を強化して頂いて、中間とりまとめをさらによいものにしたいと思います。確かに水質問題については少し弱いところがあります。金屋敷さんが言われるまでもなく、その通りだと思いますので、是非宗宮委員にもがんばって頂きたいと思います。

傍聴者（金屋敷）

水管理についても、いわば地方整備局の権限外のことをあれだけ熱心にお話になっているのです。水質の問題も地方整備局の権限外の問題が殆どです。なおかつ、泳げるような川の水であってほしいというのが我々の願いです。それを実現するようにしたいと書いてあるのです。ならば、やはり同じような、或いはより大きなウエートを持って取り上げられても結構だと思いますし、先ほど水需要管理について、権限外であっても将来を見越すようなことを、何か中央に反響を起こすようなことを実施したいというご発言があったように思いますけど、私は是非そういう考え方を提起して挙げて頂きたいと存じます。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。大変貴重な意見で私も同感です。参考にさせていただきます。

塚本委員（委員会・淀川部会）

金屋敷さんが「泳げるような川」と言われましたが、それに関して言わせて頂きます。水質問題については、水質の何々がどうであるという分析だけではなくて、やはり泳げる川、その次には飲める川、それから水がおいしい川を目指すといったとらえ方で見直すのも大事ではないでしょうか。泳げる川、水を飲んでもよい川というような、水質の認識をもう一度持ち、子供たちと対話してみたいと私は思っています。先ほどの休憩の後で、子

供世界水会議のパンフレットを配らせて頂きましたが、今後特別企画で子供たちと委員会で話す機会があればありがたいです。

芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。他に何かご意見はございますか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

もう時間が少ないので、ご紹介だけさせていただきます。

お手元に資料3-2「淀川水系の浸水想定区域の指定・公表について」を出させて頂いています。東海豪雨のような未曾有の降雨での想定浸水区域を示したもので、別に同時期にここが全部一緒につかるということではないのですが、浸水の可能性がある区域を示したものですので、見て頂ければと思います。

芦田委員長(委員会)

時間が来ましたのでこれで終わりたいと思います。長時間どうもありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 新田)

資料5については議事録承認の短縮ということでご覧頂ければと思います。

次の委員会は9月12日木曜日、場所は同じぱ・る・るプラザ京都の6階となっております。それと、先日行われました流域シンポジウムについての採録記事が昨日の読売新聞に掲載されております。受付に閲覧用の記事を置いておりますので、あわせてご覧頂ければと思います。

これにて淀川水系流域委員会第13回委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上

## 議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。